

東日本大震災被災者に係る町営住宅等への受入れ等取扱要領

平成 23 年 3 月 31 日作成

神奈川県山北町

1. 趣 旨

東日本大震災により住宅が被災(原発事故も含む)し、居住することが困難になった方のために、町内の町営住宅、社宅、民間の空家等を一定期間提供するとともに、新生活に必要な支援等を行うものとする。

2. 内 容

(1) 受け入れ住宅の種別

① 公営住宅 町営山下住宅 5 戸

神奈川県が窓口として一括募集により、入居者が決定される。必要な受け入れ整備は町で実施する。家賃等は免除する。

② 教職員住宅 2 戸

原則、神奈川県の一括募集に不足が生じた場合に補充するが、状況によっては個別のニーズに対応する。必要な受け入れ整備は町で実施する。家賃等は免除とする。

③ 民間無償住宅 一戸建(5 戸)、社宅(2 戸)、その他随時募集

空家バンク事業の一環として、物件の紹介や生活支援を行う。家賃等は無料とする。

④ 民間有償住宅 一戸建及び共同住宅(10 戸程度予定)

空家バンク事業の一環として、宅建事業者と連携し、物件の紹介や生活支援を行う。町で家賃補助を実施する。

(2) 生活支援について

① 生活物資の購入

30 万円を限度として、被災者が新たな入居先で必要な家財道具等の購入を支援する。

② 民間住宅入居家賃補助

宅建事業者の仲介する有償提供の住宅の家賃について、月額 5 万円を限度に、6 ヶ月間家賃補助を行う。

③ 上下水道使用料の減免(原則 6 ヶ月間)

上水道 基本料金のみ免除、下水道 免除

3. 対象者

- ・東日本大震災被災者(原則 2 名以上)
- ・原則、移住を検討されている方(県募集扱いを除く)

4. その他

- ・入居期間は、原則 6 ヶ月であるが、期間の延長や退去時の費用等については、特段の事情がある場合は、別途協議とする。
- ・定住対策室を窓口、入居者の必要なサポートを行う。
- ・町ホームページにより、情報提供を行う。